

令和6年2月6日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 橋山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

令和6年1月16日付け厚生労働省発健生0116第1号をもって諮詢された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づくベンチアバリカルブイソプロピルに係る食品中の農薬の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

# ベンチアバリカルブイソプロピル

今般の残留基準の検討については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことから、農薬・動物用医薬品部会（以下、「本部会」という。）において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

なお、今般の基準値設定依頼に当たって、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、既存の食品健康影響評価の結果に影響はないと考えられることから、本部会での審議後に食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしている。

## 1. 概要

(1) 品目名：ベンチアバリカルブイソプロピル[ Benthiavalicarb-isopropyl (ISO) ]

(2) 分類：農薬

(3) 用途：殺菌剤

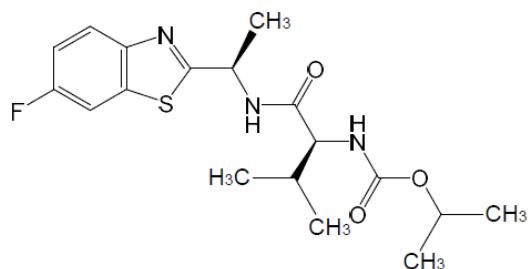
アミノ酸アミドカルバメート系殺菌剤である。細胞壁構成成分であるセルロースの生合成を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。

(4) 化学名及びCAS番号

Isopropyl [(S)-1-{[(R)-1-(6-fluorobenzo[d]thiazol-2-yl)ethyl]amino}-3-methyl-1-oxobutan-2-yl] carbamate (IUPAC)

Carbamic acid, N-[(1S)-1-[[[(1R)-1-(6-fluoro-2-benzothiazolyl)ethyl]amino]carbonyl]-2-methylpropyl]-, 1-methylethyl ester  
(CAS : No. 177406-68-7)

(5) 構造式及び物性



分子式 C<sub>18</sub>H<sub>24</sub>FN<sub>3</sub>O<sub>3</sub>S

分子量 381.47

水溶解度 1.314 × 10<sup>-2</sup> g/L (20°C, pH 6.3)

分配係数 log<sub>10</sub>Pow = 2.52

## 2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

### (1) 国内での使用方法

今般の基準値設定依頼に当たって、農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされている項目を四角囲いしている。

#### ① 15.0%ベンチアバリカルブイソプロピル顆粒水和剤

作物名	適用	希釀倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ベンチアバリカルブイソプロピルを含む農薬の総使用回数
きゅうり	べと病	2000倍	100～300 L/10 a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内
トマト ミニトマト	疫病			収穫7日前 まで	5回以内		5回以内
ばれいしょ	べと病		200～700 L/10 a	収穫14日前 まで	3回以内		3回以内
はくさい たまねぎ	べと病						
ぶどう							

#### ② 12.0%ベンチアバリカルブイソプロピル・33.0%フルオピコリドフロアブル

作物名	適用	希釀倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ベンチアバリカルブイソプロピルを含む農薬の総使用回数
かんきつ	褐色腐敗病	5000倍	200～700 L/10 a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内
ぶどう				収穫30日前 まで			
きゅうり	べと病		100～300 L/10 a	収穫前日 まで			
ほうれんそう				収穫7日前 まで			
バジル				収穫前日 まで			
はくさい	べと病 白さび病			収穫7日前 まで			

② 12.0%ベンチアバリカルブイソプロピル・33.0%フルオピコリドフロアブル(つづき)

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ベンチアバリカルブイソプロピルを含む農薬の総使用回数
レタス 非結球レタス	べと病	5000倍	100～300 L/10 a	収穫前日 まで	2回以内	散布	3回以内 (灌注は1回以内、散布は2回以内)
		500倍	セル成型育苗 トレ1箱又は ペーパーホット 1冊(約30 ×60 cm、 使用土壤約 1.5～4 L) 当たり 0.5 L	定植前日～ 定植当日	1回	灌注	
たまねぎ	白色疫病	3000倍	100～300 L/10 a	収穫7日前 まで	3回以内	散布	3回以内
	べと病		24倍			無人航空 機による 散布	

③ 10.0%ベンチアバリカルブイソプロピル・60.0%シモキサニル顆粒水和剤

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ベンチアバリカルブイソプロピルを含む農薬の総使用回数
ばれいしょ	疫病	2000～ 3000倍	100～300 L/10 a	収穫7日前 まで	4回以内	散布	5回以内
		750倍	25 L/10 a			無人航空 機による 散布	
		40倍	1.6 L/10 a				
だいす	べと病	3000倍	100～300 L/10 a	収穫21日前 まで	2回以内	散布	2回以内

④ 10.0%ベンチアバリカルブイソプロピル・24.0%シモキサニル顆粒水和剤

作物名	適用	希釀倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ベンチアバリカルブイソプロピルを含む農薬の総使用回数
ぶどう	べと病	2000～3000倍	200～700 L/10 a	収穫3日前まで	3回以内	散布	3回以内
きゅうり				収穫前日まで			
メロン				収穫3日前まで			5回以内
すいか				収穫14日前まで			
かぼちゃ				収穫7日前まで			
ねぎ				収穫前日まで			3回以内
たまねぎ				収穫14日前まで			
トマト ミニトマト				収穫7日前まで			
なす				収穫前日まで			4回以内
らっきょう				収穫14日前まで			3回以内
だいす				収穫7日前まで	2回以内	散布	2回以内
ばれいしょ							5回以内

⑤ 5.0%ベンチアバリカルブイソプロピル・50.0%TPN顆粒水和剤

作物名	適用	希釀倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ベンチアバリカルブイソプロピルを含む農薬の総使用回数
きゅうり	べと病	1000～1500倍	100～300 L/10 a	収穫前日まで	3回以内	散布	3回以内
	褐斑病 うどんこ病 黒星病	1000倍					
アスパラガス	疫病	1500倍					

⑤ 5.0%ベンチアバリカルブイソプロピル・50.0%TPN顆粒水和剤（つづき）

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ベンチアバリカルブイソプロピルを含む農薬の総使用回数		
ミニトマト	疫病	1500倍	100～300 L/10 a	収穫前日 まで	2回以内	散布	3回以内		
トマト		1000～1500倍			3回以内				
ばれいしょ	葉かび病	1000倍		収穫7日前 まで	5回以内	無人航空 機による 散布	5回以内		
	疫病 夏疫病	750～1000倍							
		250倍	25 L/10 a						
		32倍	3.2 L/10 a						
		16倍	1.6 L/10 a						
はくさい	べと病 白さび病 黒斑病 白斑病	1000倍	100～300 L/10 a	2回以内	散布	3回以内	3回以内		
ブロッコリー	べと病			出蓄前 ただし、収穫 21日前まで					
たまねぎ	べと病 白色疫病 灰色かび病			収穫7日前 まで	3回以内				
なす	褐色腐敗病 すすかび病			収穫前日 まで	4回以内				
すいか	褐色腐敗病 炭疽病			収穫3日前 まで	5回以内				
メロン	べと病 つる枯病			収穫前日 まで	3回以内				
まくわうり <sup>注)</sup>	べと病			収穫7日前 まで					
かぼちゃ	べと病 疫病 うどんこ病						3回以内		

注)前回の部会で評価済みだが、まだ農薬登録がされていない。

⑤ 5.0%ベンチアバリカルブイソプロピル・50.0%TPN顆粒水和剤（つづき）

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用方法	ベンチアバリカルブ <sup>®</sup> イ ブ <sup>®</sup> ロ <sup>®</sup> を含む農 薬の総使用回数
キャベツ	べと病	1000倍	100～300 L/10 a	収穫14日前 まで	2回以内	散布	2回以内
ねぎ	葉枯病				3回以内		3回以内
らっきょう	白色疫病	茎疫病 べと病 紫斑病		収穫21日前 まで	2回以内		2回以内
だいす	茎疫病 べと病 紫斑病				2回以内		2回以内

⑥ 5.0%ベンチアバリカルブイソプロピル・50.0%水酸化第二銅水和剤

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	ベンチアバリカルブ イソ プロピルを含む農 薬の総使用回数			
ぶどう	べと病	1000倍	200～700 L/10 a	収穫14日前 まで	3回以内	散布	3回以内			
いちじく	疫病			収穫前日 まで						
いちご	100～300 L/10 a		株元 散布							
ブロッコリー きゅうり	べと病		散布							

⑦ 3.75%ベンチアバリカルブイソプロピル・70.0%マンゼブ水和剤

(7) 3.75%ベンチアバリカルブイソプロピル・70.0%マンゼブ水和剤（つづき）

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	使用回数	使用方法	ベンチアバリカルブイソプロピルを含む農薬の総使用回数		
かぼちや	疫病 べと病	1000倍	100～300 L/10 a	収穫21日前 まで	2回以内	散布	3回以内		
トマト	疫病			収穫前日 まで					
たまねぎ	べと病 白色疫病			収穫7日前 まで	3回以内				
ねぎ	べと病 黒斑病			収穫14日前 まで					
ばれいしょ	疫病			収穫7日前 まで	5回以内		5回以内		
さといも					2回以内				

(2) 海外での使用方法

① 3.5%ベンチアバリカルブイソプロピル・35%塩基性塩化銅水和剤（韓国）

作物名	適用	希釗倍率	使用時期	使用回数	使用方法
とうがらし (甘とうがらし類を含む)	疫病	1000倍	収穫3日前まで	3回以内	茎葉処理

② 3.5%ベンチアバリカルブイソプロピル・56%プロピネブ水和剤（韓国）

作物名	適用	希釗倍率	使用時期	使用回数	使用方法
とうがらし (甘とうがらし類を含む)	疫病	1000倍	収穫7日前まで	3回以内	茎葉処理
	炭疽病				

### 3. 代謝試験

(1) 植物代謝試験

植物代謝試験が、ばれいしょ、トマト、ぶどう及びはくさいで実施されており、可食部で10%TRR<sup>注)</sup>以上認められた代謝物は、構造未同定の糖抱合体（ばれいしょ）であった。

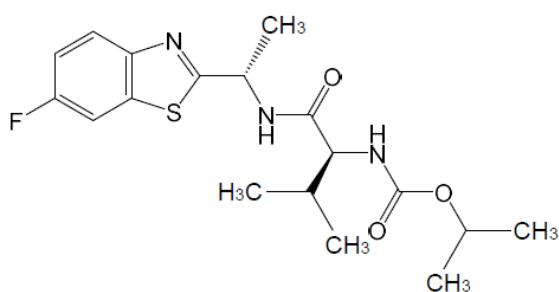
注) %TRR：総放射性残留物（TRR : Total Radioactive Residues）濃度に対する比率（%）

## 【代謝物等略称一覧】

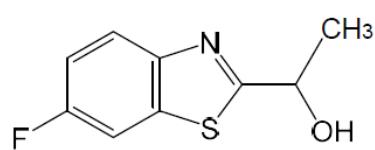
略称	JMPR評価書の略称	化学名
S-L体 <sup>注)</sup>	—	イソプロピル=[(S)-1-{[(S)-1-(6-フルオロ-1,3-ベンゾチアゾール-2-イル)エチル]カルバモイル}-2-メチルプロピル]カルバメート
M-3	—	1-(6-フルオロ-2-ベンゾチアゾリル)エチルアルコール

注) S-L体は、親化合物の異性体である。

— : JMPRで評価されていない。



S-L体



代謝物M-3

注) 残留試験の分析対象となっている代謝物等について構造式を明記した。

## 4. 作物残留試験

### (1) 分析の概要

#### ① 分析対象物質

- ・ベンチアバリカルブイソプロピル
- ・S-L体
- ・代謝物M-3及びその抱合体

#### ② 分析法の概要

##### 【国内】

###### i) ベンチアバリカルブイソプロピル

試料からアセトンで抽出し、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量する。

または、試料からアセトン、アセトニトリル又はアセトニトリル・水 (9:1) で抽出し、必要に応じて塩化ナトリウム及びリン酸緩衝液を加えて塩析する。オクタデシルシリル化シリカゲル (C<sub>18</sub>) カラム、ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体カラム又はC<sub>18</sub>カラム及びグラファイトカーボン/エチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカゲル (PSA) 積層カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・質量分析計 (LC-MS) 又はLC-MS/MSで定量する。

あるいは、試料からアセトン・水（4：1）混液で抽出し、*n*-ヘキサン・酢酸エチル（7：3）混液に転溶する。アミノプロピルシリル化シリカゲル（NH<sub>2</sub>）カラムを用いて精製した後、LC-MSで定量する。

定量限界：0.005～0.05 mg/kg

#### ii) ベンチアバリカルブイソプロピル及びS-L体

試料からアセトンで抽出し、ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体カラムを用いて精製した後、LC-MSで定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、*n*-ヘキサン・酢酸エチル（7：3）混液に転溶し、NH<sub>2</sub>カラム、グラファイトカーボンカラム又は多孔性ケイソウ土等のカラムを用いて精製した後、紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフ（HPLC-UV）又はLC-MSで定量する。

なお、S-L体の分析値は、換算係数1.0を用いてベンチアバリカルブイソプロピル濃度に換算した値として示した。

定量限界：ベンチアバリカルブイソプロピル 0.005～0.025 mg/kg

S-L体 0.005～0.025 mg/kg

(ベンチアバリカルブイソプロピル換算濃度)

#### iii) 代謝物M-3（抱合体を含む。）

試料からアセトンで抽出し、酵素処理により脱抱合化する。*n*-ヘキサン・酢酸エチル（7：3）混液に転溶し、NH<sub>2</sub>カラム、グラファイトカーボンカラム又は多孔性ケイソウ土等のカラムを用いて精製した後、高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ（GC-NPD）で定量する。なお、代謝物M-3（抱合体を含む。）の分析値は、換算係数1.93を用いてベンチアバリカルブイソプロピル濃度に換算した値として示した。

定量限界：0.01 mg/kg (ベンチアバリカルブイソプロピル換算濃度)

### 【海外】

#### i) ベンチアバリカルブイソプロピル、S-L体及び代謝物M-3

試料からアセトン・酢酸（50：1）混液で抽出し、多孔性ケイソウ土カラムを用いて精製する。シリカゲルカラムで、代謝物M-3の画分と、ベンチアバリカルブイソプロピル及びS-L体の画分に分け、それぞれNH<sub>2</sub>カラムを用いて精製した後、HPLC-UVで定量する。

または、試料からアセトン・酢酸（50：1）混液で抽出し、凝固法で処理した後、ジクロロメタンに転溶する。シリカゲルカラムで代謝物M-3の画分と、ベンチアバ

リカルブイソプロピル及びS-L体の画分に分け、ベンチアバリカルブイソプロピル及びS-L体の画分はさらにNH<sub>2</sub>カラムを用いて精製した後、アルカリ熱イオン化検出器付きガスクロマトグラフ（GC-FTD）で定量する。

なお、S-L体及び代謝物M-3の分析値は、それぞれ換算係数1.0及び1.93を用いてベンチアバリカルブイソプロピル濃度に換算した値として示した。

定量限界	：ベンチアバリカルブイソプロピル	0.01～0.02 mg/kg
S-L体		0.01～0.02 mg/kg
(ベンチアバリカルブイソプロピル換算濃度)		
代謝物M-3		0.01～0.02 mg/kg
(ベンチアバリカルブイソプロピル換算濃度)		

## （2）作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-2を参照。

## 5. ADI及びARfDの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたベンチアバリカルブイソプロピルに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

### （1）ADI

無毒性量：6.9 mg/kg 体重/day

（動物種） 雄ラット

（投与方法） 混餌

（試験の種類） 繁殖試験

（期間） 2世代

安全係数：100

ADI : 0.069 mg/kg 体重/day

ラットにおいては雄で肝細胞腺腫、雌で子宮腺腫、マウスにおいては雌雄で肝細胞腺腫、雄で甲状腺ろ胞細胞腺腫、肝芽細胞腫及び肝細胞癌の発生頻度増加がそれぞれ認められたが、各腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

### （参考）

評価に供された遺伝毒性試験の *in vitro* 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験を始め *in vivo* 試験では陰性の結果が得られたので、ベンチアバリカルブイソプロ

ロピルは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。

(2) ARfD 設定の必要なし

ベンチアバリカルブイソプロピルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかつたため、急性参考用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。

## 6. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてトマト、ぶどうに、カナダにおいてトマト、ぶどうに、EUにおいてトマト、ぶどうに基準値が設定されている。

## 7. 残留規制

(1) 残留の規制対象

ベンチアバリカルブイソプロピルのみとする。

植物代謝試験の結果、親化合物が主要な残留物であったこと、また、一部の作物残留試験において、S-L体及び代謝物M-3の分析が行われているが、いずれも定量限界未満又は親化合物と比較して低い残留濃度であることから、残留の規制対象をベンチアバリカルブイソプロピルのみとする。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

## 8. 暴露評価

(1) 暴露評価対象

ベンチアバリカルブイソプロピルのみとする。

植物代謝試験の結果、親化合物が主要な残留物であったこと、また、一部の作物残留試験において、S-L体及び代謝物M-3の分析が行われているが、いずれも定量限界未満又は親化合物と比較して低い残留濃度であることから、暴露評価対象をベンチアバリカルブイソプロピルのみとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をベンチアバリカルブイソプロピル（親化合物のみ）としている。

## (2) 暴露評価

### ① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI／ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体（1歳以上）	12.9
幼小児（1～6歳）	23.2
妊婦	13.1
高齢者（65歳以上）	14.9

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

### <参考>

	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体（1歳以上）	3.5
幼小児（1～6歳）	6.4
妊婦	3.5
高齢者（65歳以上）	4.1

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

## ベンチアバリカルブイソプロピルの作物残留試験一覧表（国内）

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) <sup>注1)</sup> 【ベンチアバリカルブイソプロピル/ S-L体/代謝物M-3】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
大豆 (乾燥子実)	2	15.0%顆粒水和剤	塗沫処理 種子重量の0.5% +2000倍散布 300 L/10 a	1+2	3, 7, 14	圃場A:<0.01/*<0.01/- (*3回, 7日) (#) 圃場B:<0.01/*<0.01/- (*3回, 7日) (#)
ばれいしょ (塊茎)	2	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	3	7, 14, 21	圃場A:<0.005/*<0.005/- 圃場B:<0.006/*<0.005/- (*3回, 21日)
	2	5.0%顆粒水和剤	250倍散布 25 L/10 a	3	7, 14, 21	圃場A:<0.005/*<0.005/- 圃場B:<0.005/*<0.005/-
	6	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 167~200 L/10 a	5	7, 14, 21	圃場A:<0.007/*<0.007/- (*5回, 14日) 圃場B:<0.005/*<0.005/- 圃場C:<0.005/*<0.005/- 圃場D:<0.005/*<0.005/- 圃場E:<0.005/*<0.005/- 圃場F:<0.005/*<0.005/-
さといも (塊茎)	3	3.75%水和剤	1000倍散布 178~197 L/10 a	2	3, 7, 14	圃場A:<0.01/*<0.01/- 圃場B:<0.01/*<0.01/- 圃場C:<0.01/*<0.01/-
はくさい (茎葉)	2	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	3	7, 14, 21	圃場A:0.595/0.012/*<0.01 圃場B:0.026/*<0.005/*<0.01
	2	12.0%フロアブル	5000倍散布 80~300 L/10 a	3	1, 7, 14, 21	圃場A:0.17/*<0.01/- 圃場B:<0.01/*<0.01/-
キャベツ (茎葉)	2	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:<0.01/*<0.01/- (*3回, 14日) (#) 圃場B:<0.01/*<0.01/- (*3回, 14日) (#)
プロッコリー (花蕾)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 256, 200 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.29/*<0.01/- 圃場B:0.38/*<0.01/-
レタス (茎葉)	6	12.0%フロアブル	500倍灌注処理 0.5 L/1箱 +5000倍散布 197~210 L/10 a	1+2	1, 3, 7, 14	圃場A:0.16/*<0.01/- 圃場B:<0.17/*<0.01/- (*3回, 3日) 圃場C:<0.33/*<0.01/- (*3回, 3日) 圃場D:0.69/*<0.01/- 圃場E:0.30/*<0.01/- 圃場F:0.50/*<0.01/-
リーフレタス (茎葉)						圃場A:1.66/*<0.01/- 圃場B:5.00/*<0.01/-
圃場A:4.40/*<0.01/- 圃場B:3.28/*<0.01/-						
サラダ菜 (茎葉)						圃場A:<0.005/*<0.005/*<0.01 圃場B:<0.005/*<0.005/*<0.01
たまねぎ (鱗茎)						圃場A:<0.005/*<0.005/*<0.01 圃場B:<0.005/*<0.005/*<0.01
根深ねぎ (茎葉)						圃場A:<0.16/*<0.02/- (*3回, 14日) (#) 圃場B:<0.21/*<0.02/- (*3回, 14日) (#)
葉ねぎ (茎葉)	2	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:<0.08/*<0.01/- 圃場B:<0.05/*<0.01/-
アスパラガス (茎)	2	5.0%顆粒水和剤	1500倍散布 278, 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.08/*<0.01/- 圃場B:<0.05/*<0.01/-
らっきょう (鱗茎)	2	5.0%顆粒水和剤	1000倍散布 200 L/10 a	3	7, 14, 21	圃場A:<0.01/*<0.01/- 圃場B:<0.01/*<0.01/-
トマト (果実)	2	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.154/0.011/*<0.01 (*3回, 3日) 圃場B:0.364/0.020/*<0.01
ミニトマト (果実)	2	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	3	1, 7, 14	圃場A:<0.71/*<0.01/- 圃場B:<0.50/*<0.01/- (*3回, 7日)
						圃場A:<0.20/*<0.01/- (*3回, 1日) (#) 圃場B:<0.06/*<0.01/- (*3回, 7日、***3回, 1日) (#)
なす (果実)	2	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300, 303 L/10 a	4	1, 3, 7	圃場A:<0.24/*<0.01/- (*4回, 1日) (#) 圃場B:<0.72/*<0.01/- (*4回, 1日) (#)
きゅうり (果実)	2	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300, 250 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.075/*<0.005/*<0.01 圃場B:<0.149/0.008/*<0.01
						圃場A:<0.06/*<0.005/- 圃場B:<0.10/*<0.005/-
かぼちゃ (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 300, 150 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.04/*<0.01/- (*3回, 3日) (#) 圃場B:<0.06/*<0.01/- (*3回, 3日) (#)
すいか (果肉)	2	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	5	1, 3, 7	圃場A:<0.01/*<0.01/- (*5回, 3日) (#) 圃場B:<0.01/*<0.01/- (*5回, 3日) (#)
						圃場A:<0.01/*<0.01/- 圃場B:<0.01/*<0.01/-

(別紙1-1)

農作物	試験 圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) <sup>注1)</sup> 【ベンチアパリカルブイソプロピル/ S-L体/代謝物M-3】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
メロン (果肉)	2	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	5	1, 3, 7	圃場A:<0.01/*<0.01/- (*5回, 3日) (#) 圃場B:<0.01/*<0.01/- (*5回, 3日) (#)
	3	5.0%顆粒水和剤	1000倍散布 221~281 L/10 a	5	1, 3, 7	圃場A:<0.01/-/- 圃場B:<0.01/-/- 圃場C:<0.01/-/-
メロン (果実)	3	5.0%顆粒水和剤	1000倍散布 221~281 L/10 a	5	1, 3, 7	圃場A:0.15/-/- 圃場B:>0.27/-/- (*5回, 7日) 圃場C:0.17/-/-
まくわうり (果肉)	2	5.0%顆粒水和剤	1000倍散布 300 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:<0.01/-/- 圃場B:<0.01/-/-
まくわうり (果実)	2	5.0%顆粒水和剤	1000倍散布 300 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.11/-/- 圃場B:0.17/-/-
ほうれんそう	6	12.0%フロアブル	5000倍散布 156~198 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:5.90/-/-
					3, 7	圃場B:3.16/-/- 圃場C:2.10/-/- 圃場D:2.78/-/-
					3, 7	圃場E:2.94/-/- 圃場F:2.02/-/-
温州みかん (果肉)	4	12.0%フロアブル	5000倍散布 500 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:>0.03/-/- (*3回, 3日) 圃場B:>0.02/-/- (*3回, 7日)
			5000倍散布 700, 660 L/10 a	3	1, 7, 14, 21, 35, 56	圃場C:0.02/-/- 圃場D:0.02/-/-
温州みかん (果皮)	4	12.0%フロアブル	5000倍散布 500 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:1.83/-/- 圃場B:2.10/-/-
			5000倍散布 700, 660 L/10 a	3	1, 7, 14, 21, 35, 56	圃場C:>1.80/-/- (*3回, 7日) 圃場D:1.10/-/-
温州みかん (果実)	4	12.0%フロアブル	5000倍散布 500 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.35/-/- <sup>注2)</sup> 圃場B:>0.36/-/- <sup>注2)</sup> (*3回, 3日)
			5000倍散布 700, 660 L/10 a	3	1, 7, 14, 21, 35, 56	圃場C:0.43/-/- <sup>注2)</sup> 圃場D:0.26/-/- <sup>注2)</sup>
なつみかん (果実)	2	12.0%フロアブル	5000倍散布 700, 580 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.37/-/- 圃場B:0.08/-/-
すだち (果実)	1	12.0%フロアブル	5000倍散布 500 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.24/-/-
かほす (果実)	1	12.0%フロアブル	5000倍散布 615 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.16/-/-
いちご (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 200, 150 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.56/-/- 圃場B:0.24/-/-
	2	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 700 L/10 a	3	30, 45, 60	圃場A:>0.840/*0.052/- (*3回, 30日) 圃場B:>0.774/*0.033/- (*3回, 30日)
ぶどう (果実)	4	15.0%顆粒水和剤	2000倍散布 320, 333 L/10 a	3	7, 14, 21, 28, 35, 42, 49, 56	圃場A:0.11/-/- 圃場B:0.54/-/- 圃場C:0.66/-/- 圃場D:0.58/-/-
					7, 14, 21, 28	圃場A:>0.20/*<0.005/- (*3回, 28日)
	3	12.0%フロアブル	5000倍散布 300, 500 L/10 a	3	14, 21, 28 7, 14, 28, 42, 56 14, 21, 28	圃場B:>0.22/-/- (*3回, 42日) 圃場C:>0.27/*0.006/- (*3回, 28日)
いちじく (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 312, 400 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.34/-/- 圃場B:0.31/-/-
バジル	2	12.0%フロアブル	5000倍散布 174~288 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:1.78/-/- 圃場B:3.76/-/-

- : 分析せず

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で試験が行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（）内に記載した。

注2) 作物残留試験において測定した果肉及び果皮の重量比のデータから、果実全体の残留濃度を算出した。

(別紙1-2)

## ベンチアバリカルブイソプロピルの作物残留試験一覧表（韓国）

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) <sup>注</sup> 【ベンチアバリカルブイソプロピル/ S-L体/代謝物M-3】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
とうがらし (果実)	1	3.5%水和剤	500倍散布 242 L/10 a	2, 3	1, 3, 5, 7	圃場A: 0.34/<0.02/<0.02 (#)
	1	1.75%顆粒水和剤	500倍散布 250 L/10 a	4	1, 3, 5, 7	圃場A: *0.42/*<0.02/*<0.02 (*4回, 3日) (#)

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で試験が行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下的作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について( )内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(¥)
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	0.01 0.01	0.01 0.01	○ ○			<0.005～0.007(n=6) <0.01,<0.01,<0.01
はくさい キャベツ ブロッコリー	2 0.05 1	2 0.05 1	○ ○ ○			0.026,0.595(¥) <0.01,<0.01(¥)(¥) 0.29,0.38(¥)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15	○			1.66,5.00 (リーフレタス)、 3.28,4.40(サラダ菜)
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) アスパラガス その他のゆり科野菜	0.02 0.5 0.3 0.05	0.02 0.7 0.3 0.05	○ ○ ○ ○			<0.005,<0.005(¥) 0.107,0.141(¥)(¥) ※1 0.05,0.08(¥) <0.01,<0.01(¥)(らっきょう)
トマト なす その他のなす科野菜	2 1 1	2 2 2	○ ○ ○			0.50,0.71(¥)(ミニトマト) 0.161,0.482(¥)(¥) ※1 【0.17,0.42(¥)(¥)(韓国とうがらし)】 ※2
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実(果皮を含む。) まくわうり(果皮を含む。)	0.5 0.3 0.05 0.6 0.5	0.5 0.3 0.05 0.6 0.5	○ ○ ○ ○ ○			0.075,0.149(¥) 0.04,0.06(¥)(¥) <0.01,<0.01(¥) 0.15,0.17,0.27 0.11,0.17(¥)
ほうれんそう	10		申			2.02～5.90(n=6)
みかん(外果皮を含む。) なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	1 1 0.7 1 1 0.7 1	1 1 1 1 1 1 1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			0.26～0.43 (n=4) 0.08,0.37(¥) 0.16(かぼす),0.24(すだち)(¥) (みかん(外果皮を含む。)参照) (なつみかんの果実全体参照) (レモン参照) (みかん(外果皮を含む。)参照)
いちご	2	2	○			0.24,0.56(¥)
ぶどう	2	2	○			0.11～0.66(n=4)
その他の果実	1	1	○			0.31,0.34(¥)(いちじく)
その他のスパイス	6	6	○			1.10～2.10 (n=4)(みかん果皮)
その他のハーブ	10		申			1.78,3.76(¥)(ハジル)
はちみつ	0.05	0.05				※3

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1)ねぎ(リーキを含む。)及びなすについては、プロポーションナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、ねぎ(リーキを含む。)は10.0%顆粒水和剤2000倍散布、なすは5.0%顆粒水和剤1000倍散布を基に換算した。

※2)とうがらしについて、3.5%水和剤の試験成績については、プロポーションナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、3.5%水和剤1000倍散布を基に換算した。1.75%顆粒水和剤の4回散布の試験成績については、GAPは3回散布で過剰なデータではあるが、半減期は5.24日で散布間隔は10日であり、初回の散布が3半減期(15.72日)以前であることから、その影響は無視できるものとした。

※3)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

## ベンチアバリカルブイソプロピルの推定摂取量 (単位: µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
大豆	0.05	0.01	2.0	0.4	1.0	0.2	1.6	0.3	2.3	0.5
甘いしょ さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.005	0.4	0.2	0.3	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2
はくさい	0.01	0.01	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
キャベツ	0.05	0.01	1.2	0.2	0.6	0.1	1.0	0.2	1.2	0.2
ブロッコリー	1	0.335	5.2	1.7	3.3	1.1	5.5	1.8	5.7	1.9
レタス(サラダ葉及びちしゃを含む。)	15	3.585	144.0	34.4	66.0	15.8	171.0	40.9	138.0	33.0
たまねぎ	0.02	0.005	0.6	0.2	0.5	0.1	0.7	0.2	0.6	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.124	4.7	1.2	1.9	0.5	3.4	0.8	5.4	1.3
スノウカブ	0.3	0.065	0.5	0.1	0.2	0.0	0.3	0.1	0.8	0.2
その他のゆり科野菜	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
トマト	2	0.605	64.2	19.4	38.0	11.5	64.0	19.4	73.2	22.1
なす	1	0.322	12.0	3.9	2.1	0.7	10.0	3.2	17.1	5.5
その他のかずら野菜	1	0.295	1.1	0.3	0.1	0.0	1.2	0.4	1.2	0.4
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.5	0.112	10.4	2.3	4.8	1.1	7.1	1.6	12.8	2.9
かぼちゃ(スクランチを含む。)	0.3	0.05	2.8	0.5	1.1	0.2	2.4	0.4	3.9	0.7
すいか	0.05	0.01	0.4	0.1	0.3	0.1	0.7	0.1	0.6	0.1
メロン類果実(果皮を含む。)	0.6	0.197	2.1	0.7	1.6	0.5	2.6	0.9	2.5	0.8
まくわ(果皮を含む。)	0.3	0.14	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.3	0.1
ほうれん草	10	3.15	128.0	40.3	59.0	18.6	142.0	44.7	174.0	54.8
みかん(外果皮を含む。)	1	0.35	17.8	6.2	16.4	5.7	0.6	0.2	26.2	9.2
なつかんの里寒全体	1	0.225	1.3	0.3	0.7	0.2	4.8	1.1	2.1	0.5
レモン	0.7	0.2	0.4	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.4	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	0.35	7.0	2.5	14.6	5	12.5	4.4	4.2	1.5
グレープフルーツ	1	0.225	4.2	0.9	2.3	0.5	8.9	2.0	3.5	0.8
ライム	0.7	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
その他のかんきつ類果実	1	0.35	5.9	2.1	2.7	0.9	2.5	0.9	9.5	3.3
いちじく	2	0.4	10.8	2.2	15.6	3.1	10.4	2.1	11.8	2.4
ぶどう	2	0.473	17.4	4.1	16.4	3.9	40.4	9.6	18.0	4.3
その他の果実	1	0.325	1.2	0.4	0.4	0.1	0.9	0.3	1.7	0.6
その他のスパイス	6	1.708	0.6	0.2	0.6	0.2	0.6	0.2	1.2	0.3
その他の	10	2.77	9.0	2.5	3.4	0.8	1.0	0.3	14.0	3.9
はちみつ	0.05	● 0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
計			490.7	133.0	263.9	72.9	530.0	141.4	575.8	158.3
ADI比 (%)			12.9	3.5	23.2	6.4	13.1	3.5	14.9	4.1

TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法 : 基準値案×各食品の平均摂取量

EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法 : 作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

● : 個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値(案)の数値を用いた。

ねぎ(リーキを含む。)、なす及びその他のなす科野菜については、プロポーションナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した値を、評価に用いた数値を使用した。

(参考)

これまでの経緯

平成15年12月19日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（新規：きゅうり、トマト及びばれいしょ）
平成15年12月25日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成18年11月16日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成18年11月15日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成19年 4月26日	残留農薬基準告示
平成19年 4月26日	初回農薬登録
平成19年11月29日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：なす、キャベツ等）
平成19年12月18日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成20年 3月13日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成20年 4月11日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成21年 6月 4日	残留農薬基準告示
平成21年11月 2日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：すいか）
平成22年 2月22日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成22年11月24日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：かぼちゃ及びアスパラガス）
平成23年 2月10日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成23年 5月24日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成24年 4月26日	残留農薬基準告示
平成24年 3月13日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：らっきょう）
平成24年 5月16日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請

平成 24 年 10 月 29 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成 25 年 2 月 27 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成 25 年 8 月 6 日	残留農薬基準告示
平成 25 年 9 月 27 日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：いちご、ブロッコリー等）
平成 25 年 12 月 6 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成 26 年 3 月 24 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成 26 年 9 月 30 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成 27 年 2 月 20 日	残留農薬基準告示
平成 26 年 11 月 19 日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：かんきつ）
平成 27 年 1 月 8 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成 27 年 7 月 7 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成 28 年 1 月 28 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成 28 年 9 月 16 日	残留農薬基準告示
平成 30 年 8 月 7 日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：レタス及び非結球レタス）
平成 31 年 4 月 17 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和 元年 7 月 30 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和 元年 10 月 11 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
令和 2 年 6 月 18 日	残留農薬基準告示
令和 2 年 3 月 23 日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：さといも）
令和 2 年 11 月 17 日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：まくわうり）
令和 3 年 3 月 22 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請

- 令和 3年 6月 15日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 令和 3年 12月 7日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
- 令和 4年 8月 10日 残留農薬基準告示
- 令和 3年 5月 25日 薬事・食品衛生審議会へ諮問（基本原則の一部改訂に伴う残留基準設定）
- 令和 3年 6月 16日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 令和 3年 6月 22日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 令和 3年 7月 7日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
- 令和 3年 12月 17日 残留農薬基準告示
- 令和 3年 11月 17日 農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：バジル、ほうれんそう）
- 令和 6年 1月 16日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
- 令和 6年 1月 22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

## ● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

### [委員]

◎穂山 浩	学校法人星薬科大学薬学部薬品分析化学研究室教授
井之上 浩一	学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
大山 和俊	一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
○折戸 謙介	学校法人麻布獸医学園理事（兼）麻布大学獸医学部生理学教授
加藤 くみ子	学校法人北里研究所北里大学薬学部分析化学教室教授
神田 真軌	東京都健康安全研究センター食品化学部副参事研究员
魏 民	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院医学研究科 環境リスク評価学准教授
佐藤 洋	国立大学法人岩手大学農学部共同獸医学科比較薬理毒性学研究室教授
佐野 元彦	国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
須恵 雅之	学校法人東京農業大学応用生物科学部農芸化学科 生物有機化学研究室教授
瀧本 秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事 (兼) 国立健康・栄養研究所所長
田口 貴章	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
中島 美紀	国立大学法人金沢大学ナノ生命科学研究所 薬物代謝安全性学研究室教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部主任研究官
野田 隆志	一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問
二村 瞳子	日本生活協同組合連合会常務理事

(◎：部会長、○：部会長代理)

答申（案）

ベンチアバリカルブイソプロピルについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適當である。

ベンチアバリカルブイソプロピル

今回残留基準を設定する「ベンチアバリカルブイソプロピル」の規制対象は、ベンチアバリカルブイソプロピルのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.05
ばれいしょ さといも類（やつがしらを含む。）	0.01 0.01
はくさい キャベツ ブロッコリー	2 0.05 1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
たまねぎ ねぎ（リーキを含む。） アスパラガス その他のゆり科野菜 <sup>注1)</sup>	0.02 0.5 0.3 0.05
トマト なす その他のなす科野菜 <sup>注2)</sup>	2 1 1
きゅうり（ガーキンを含む。） かぼちゃ（スカッシュを含む。） すいか メロン類果実（果皮を含む。） まくわうり（果皮を含む。）	0.5 0.3 0.05 0.6 0.5
ほうれんそう	10
みかん（外果皮を含む。） なつみかんの果実全体 レモン オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 <sup>注3)</sup>	1 1 0.7 1 1 0.7 1

食品名	残留基準値 ppm
いちご	2
ぶどう	2
その他の果実 <sup>注4)</sup>	1
その他のスパイス <sup>注5)</sup>	6
その他のハーブ <sup>注6)</sup>	10
はちみつ	0.05

注1) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注6) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。